



村章
昭和51年4月
1日に制定

編集・発行
犬里郡江南村役場
TEL36-1521 ㊦360-01



松本明宜氏撮影

一文殊様の縁日

2月25日は文殊様の縁日、昔から知恵をさずける仏さまとして尊ばれ信仰されてきました。近年、進学や就職難時代を迎えて、訪れる人もますます増え大変なにぎわいを見せています。(写真は今年の縁日風景)

おもな内容

- 村・県民税・所得税の申告を忘れずに……(2)
- 水田利用再編対策……(3)
- 話題の広場……(4)
- 歳末助け合い運動……(5)
- おしらせとあんない……(6)
- 消防職員募集……(6)
- 国の進学ロトン……(6)

村・県民税・所得税の

申告を忘れずに



までです

なければならぬかたには、申告の日時が記入された申告書を近日に配付いたします。

農業所得者の納税相談日

(農業所得者と給与所得との合算申告者も含む)

ことしも村県民税の申告をしていただく時期となりました。

申告期限は、二月十六日から三月十五日までとなっておりますが、なるべく左記日程の該当日時に済ませていただくようお願いいたします。

申告をしていただくかたは

●この一月一日現在、本村に住所があるかたで、

●五十四年中に所得のあったかた。ただし、次のかたは、申告をする必要がありません。

一、給与所得だけで他の所得がなく、勤務先から給与支払報告書が役場へ提出されているかた。
 一、所得税の確定申告をしたかた。

申告書用紙の配布

村県民税の申告をしていただくか

所得者納税相談日
 時間 午前九時から午後四時まで
 (三月一日は正午まで)

場所 江南村役場会議室

なお、納税相談におでかけの際は特に次の点にご留意ください。
 一、申告書は、税金のことについてご理解を深めていただくためにも、ご自身でご記入していただき、不明の個所だけ担当者におたずねください。

二、相談には次の書類をご持参ください。
 1 案内状や同封の申告書
 2 給与の支払、源泉徴収に関する帳簿や書類
 3 生命保険や損害保険などの支払証明書
 4 印かん
 5 その他申告に必要なもの

相談日 二月二十日から二十二日まで
 三月一日は、少額当業

住民税申告(納税相談)日程

月日(曜日)	会場	該当区域
二月二十六日(火)	農村センター	須賀広・野原
二月二十七日(水)	"	小江川
二月二十八日(木)	"	板井
二月二十九日(金)	"	柴・千代・塩
三月三日(月)	農業総合センター	三本・上新田
三月四日(火)	"	押切上下
三月五日(水)	"	成沢
三月六日(木)	"	樋春南北
三月七日(金)	"	御正新田

※受付時間は各会場とも午前九時から午後四時までです。

医療費と税金 年間五万円以上の医療費は控除が受けられます

「去年は、子供が生まれました、私はけがで入院……。一年じゅう医療費を払っているみたいだ」
 このように、家族やあなたが病気やけがをして多額(年間所得が百万円以上の場合五万円以上)の医療費を支払った場合、確定申告をする時所得税の「医療費控除」(最高二百万円)が受けられます。

医療費の範囲

医療費控除が受けられる医療費とは、次のようなものをいいます。
 ①医師や歯科医師に支払った診療代や治療代
 ②治療や療養のために必要な医薬品などの購入費
 ③病院や診療所、助産所へ入院するための費用
 ④マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師による治療を受けるために支払った施術費
 ⑤保健婦、看護婦、准看護婦などに対して支払った療養上の世話の費用
 ⑥助産婦に対して支払った分べんの介助料

医療費控除の計算方法

計算方法は次の通りです。
 負担した医療費ー5万円 (所得金額が100万円未満の人は、所得額の5%の金額) 〓医療費控除額 (最高200万円まで) ただし、負担した医療費の中で、保険金などで補てんされた額、出産の場合に社会保険や共済組合などから支給される分べん手当てなどは個人で支払った医療費から差し引きます。

医療費控除を受けるには、確定申告書に必要事項を記入し提出するときに医療費の領収書を添付しなければなりません。病院などでもらった領収書は大切に保存しておきましょう。申告書の書き方は税務署に医療費控除を受けるための申告書の記載例が用意してありますので、参考にしてください。

たばこは村内で
 買いましょう



水田利用 再編対策に ご協力を

米の転作にあたりましては、農家の皆様をはじめ、関係団体の絶大なる御協力のもとに目標面積を上まわる転作を実施して頂きましたことに感謝申し上げます。

しかしながら、国は最近の米の需給が著しく不均衡となっている事態に対処して、五十五年度において、単年度の需給均衡を図るとともに、五十六年度以降のいわゆる第二期対策への円滑な移行を図る観点から、原則として第一期（五十三～五十五年）の期間中目標面積等を固定することとしてきた当初の方針を変更して、五十五年の米需給計画を改訂し、これに即して、本村に対して五十五年

度の転作目標面積及び米の政府買入れ限度数量の変更を通知してきました。

その内容は、転作等目標面積で六九ヘクタール。限度数量で六〇・五三〇キログラム（二〇・〇五一袋）となっております。

国としては、農家の皆様に、原則として三年間、目標面積等は動かさないことをお約束して、腰を据えた転作への取り組みをお願いしてきた経緯を重大なものとして理解し、当初の方針を維持しつつ、米の需給均衡を図る手だてはないかとあらゆる角度から検討してきましたが、こうした適切な方策が見当らず、また、現在の米の需給状態を放置しておくことは、将来更に農家の方々に多大の負担をおかけすることから止むを得ず今回の改訂に踏み切ったものです。

一、目標面積等の変更の背景

(一) 米の生産の増大

近年におきます米の生産力は、栽培技術の向上により多少の天候等の生産条件の変化にもかかわらず、年々単収は増加し、根強い潜在生産力の向上を示しています。

このため、国全体の需給計画を大きく上回る生産量をあげ、現在国で検討中の長期見通し（試算）においても、更に単収の向上が予

(表1) 米の生産量

年度	水稲作付面積	10a 当たり収量	生産量	計画生産目標
52	272万ha (100%)	478kg (100%)	13,022千 ^ト (100%)	
53	253万ha (93%)	499kg (104%)	12,546千 ^ト (96%)	11,700千 ^ト (100%)
65 (試算)	190万ha (70%)	510kg (107%)		9,700千 ^ト (83%)

(表2) 米消費量の推移(1人当たり年間)

年次	国民1人当たり消費量	都市世帯消費量	農家世帯消費量
37	118.3kg (100%)	90.4kg (100%)	155.5kg
38	117.3kg (99%)	87.0kg (96%)	158.8kg (100%)
51	86.2kg (73%)	50.5kg (56%)	119.4kg (75%)
52	83.4kg (70%)	49.6kg (55%)	118.4kg (74%)
65 (試算)	60~65 <63>kg (53%)		

想されています。

(二) 米消費の減退

最近におきます日本人の食生活は、肉類・油脂・卵・乳製品等の摂取量が増大し、他方で米については、昭和三十七年をピークとして、食生活の高度化、多様化による食料需要の変化に伴って、年々減少し、いわゆる米離れが進んでおり、最近では、残念ながら農家世帯においても米消費の落ち込みが目立っており、この傾向は、今後進むものと心配されています。

(三) 増加する過剰米

米の生産と消費の不均衡が拡大したため、年々、古米の持越量は増大し、五十四年の十月末では、国民の消費量の七カ月分にも相当する約六五〇万トンにもなります。国は、五〇年から五十三年度の余剰米四八〇万トンを五十四年度からおおむね五年間で処理する計画ですが、これに要する総損失額は約九、〇〇〇億円と見込まれており、大きな財政負担となっています。このまま放置すると、食糧管理制度の崩壊にもつながりかねないこととなり、国民の食生活

の安定上からも、また、稲作生産農家の今後の経営安定を図るためにも、水田利用の再編成と米の消費拡大によって、米の単年度需給を図ることが極めて重要となっています。

村としても、目標面積等の三年間固定という約束が変更されたことは非常に残念に思いますが、このような米の需給事情等を考えますと、食糧管理制度を守り、農業経営の安定を図るためには今回の変更も止むを得ないものと考え、農家の皆様はもとより、各関係団体の御協力を得て、本村の実状に即した転作をお願い申し上げます。

お米の見直しを!

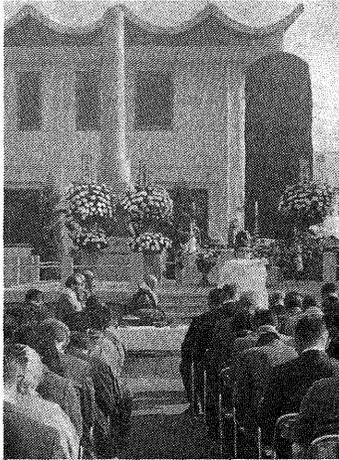


今、欧米では美容・健康食としてお米がクローズアップされています。お米はすぐれたエネルギー源であるとともに、良質のタンパク質を含んでいますので、お米をとり入れることによって、肥満や成人病の原因である肉や脂肪のとり過ぎを防ぐことができるからです。

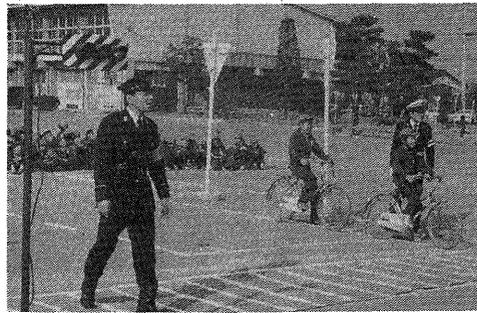


英霊合祀実現▼

去る十二月十九日、村民体育館広場にて、村と社協主催による戦没者英霊合祀慰霊祭が行われ、遺族・軍恩の方々等諸英霊に謹んで感謝の誠を捧げ永遠の平和を祈念しました。



南北小学校において十二月十九日、自転車の安全な乗り方教室が開催されました。『自転車は』が『じょうずにのろうよあわてず』に



▲去る十二月二十三日、「街をきれいにしよう」をスローガンに、日赤奉仕団・青少年相談員合同のあきかんひろいを実施。小川県道のあき缶の山に団員もびつくり。

みなさんの善意実る!

501,798円

一歳未だすけ合い運動

「みんなそろって、明るい正月を」をスローガンに実施された昨年の歳末たすけ合い運動は、みなさんのあたたかい善意とご協力により、総額五十万一千七百九十八円」という大きな成果をあげることができました。みなさんから寄せられた善意の寄附金は、施設へ入所されている方、低所得に悩む世帯、長い間、寝たきりのお年寄り、心身に重い障害をお持ちの方々等のために有効に使われました。

募金結果(役場受付分)

- チーゼル機器江南工場労働組合 三〇、〇〇〇円
- チーゼル機器工土工場部長懇談会 二八、〇〇〇円
- 宝幢寺壇信徒会(押切) 一三、九一〇円
- 釈迦寺壇信徒会(須賀広) 一三、五〇〇円
- 江南役場職員組合青年婦人部 九、一五〇円

戸別募金

- 江南村水道指定工事店一同 九、一〇〇円
- 江南村役場職員一同 八、八三八円
- 普門寺壇信徒会(千代) 七、六五〇円
- 常安寺壇信徒会(塩) 五、三〇〇円
- 前川キミ子様 三、〇〇〇円
- 成沢 六三、八〇〇円
- 三本 二九、六〇〇円
- 上新田 一一、八〇〇円
- 上押切 一七、四〇〇円
- 下押切 一一、四〇〇円
- 樋春北 一八、三〇〇円
- 樋春南 一〇、四〇〇円
- 樋春南 一〇、四〇〇円
- 御正新田 五九、四〇〇円
- 須賀広 一七、三五〇円
- 野原 二五、五〇〇円
- 小江川 四三、二〇〇円
- 塩 一〇、四〇〇円
- 板井 二五、六〇〇円
- 柴井 九、〇〇〇円
- 千代 一六、二〇〇円
- 試験場 一、〇〇〇円
- 療養所 二、〇〇〇円

また、江南村機械化組合からはもち米八俵の寄贈があり、恒例の福祉もちつきが行われました。このもちつきは、機械化組合、社会福祉協議会、日赤奉仕団のか

選挙管理委員の改選

昨年十二月三十一日任期満了の選挙管理委員会委員は、十二月の定例村議会で選挙され、次のかたがたが、委員及び補充員に選出されました。(敬称略)

- 委員 高橋義四郎(上新田)
 - 委員 小久保忠良(千代)
 - 委員 飯島 虎芳(板井)
 - 委員 永田 揖長(下押切)
 - 補充員 駒井 利次(小江川)
 - 補充員 萩原 貞明(成沢)
 - 補充員 木村 善作(野原)
 - 補充員 舟橋 貞助(御正新田)
- また、一月八日の選挙管理委員会、委員長、委員長代理者が決定いたしました。
- 委員長 高橋義四郎
 - 代理 小久保忠良

おくらない
もらわな
もとめな

おしらせとあんない

シベリヤ抑留者の方へ

全国各地でシベリヤへ抑留された方の補償要求運動が行われております。埼玉県でも連合会が結成されておりますので、江南村在住の該当者の方の連絡をお待ちします。

お問合せ〇埼玉県連合会本部
電話 熊谷32-4632
〇江南村役場総務課へ

東京フィルハーモニー交響楽団特別演奏会

公演期日 3月23日(日)14時30分開場15時開演

- 曲 目 1. ハイドン：
交響曲101番「時計」
2. ヴィヴァルディ：
ギター協奏曲ニ長調
3. ベートーヴェン：
交響曲第7番

入場料 A席 3,000円
B席 2,500円
C席 1,500円

お問い合わせと電話予約は
熊谷会館(☎0485-23-2535番)へ

2月の納税
国民健康保険税
第6期分
納期………2月29日

◆みんなの税金
みんなのために◆

特例納付で年金を

国民年金の保険料を納め忘れてり、加入し忘れていた方はいませんか。

保険料をさかのぼって納められる特例納付(時効となった期間1か月につき4,000円で納付ができます)は、**昭和55年6月30日まで**ですので、お早めに。

なお、世帯更生資金で特例納付に必要な額の半分を貸し付ける制度ができました。

役場住民課

経営の合理化

青色申告をどうぞ

青色申告は経営の合理化に役立つだけでなく、税金の面でも有利になりますので、この申告を希望する事業主のかたは、商工会にご相談ください。なお、青色申告の決算指導を次のとおり行いますのでご利用下さい。

- 〇とき 2月19日(火) } 2日間
3月5日(水)}
- 〇じかん 午前9時から午後4時
- 〇ところ 母子健康センター

移動図書館巡回

とき 2月14日(木)1時30分~3時
ところ 江南村役場

心配ごと相談

とき 2月26日(火)9時30分~12時
3月25日(火)9時30分~12時
ところ 母子健康センター

ふるさとで

オリエンテーリングを

主催 上智大〇Lクラブ
共催 江南村教育委員会



来たる2月17日、柴・千代地区から川本町にまたがる林で、オリエンテーリング大会が開かれます。ふるさとを再発見する絶好の機会です。誰にでもできる新しいスポーツ「オリエンテーリング」で、「寒さなんかふっとばしてみませんか?」ふるってご参加下さい。

とき・ 2月17日雨天決行
集合場所・ 江南北小学校

受付・ 午前9時~10時30分

「第一受付」へおこし下さい。個人又は、グループ(二人組から三人組に限る)でどうぞ。

服装・ 活動的な服装。ジーパンか体操服がよい。

もちもの・ 筆記具、シルバーコンパス。

(コンパスを持っていない人には、当日貸し出します)

参加費・ 傷害保険料として二百円程度いただくことになる予定です。

お問合せ・ 江南村教育委員会へ。

国民年金保険料が 変わります

国民年金の保険料は、これまで一か月三千三百円ですが、今年四月から三千七百七十円に変わります。

これは、老齢年金の受給者がふえ続けていくのと、物価上昇に歩調を合わせて、年金額が毎年増額するので、年金財政上保険料も改める必要となったわけです。

皆さまの負担も重くなりますが、保険料を滞納しないようにしてください。

現況届は 誕生月に

国民年金の老齢年金、通算老齢年金を受けている方は、毎年、二月十五日までに現況届を提出することになっていますが、昭和五十五年より提出指定日が受給者の誕生月の末日になりました。

したがって、昭和五十五年四月以降に誕生日がくる人は、その誕生月の末日までに提出することになります。

なお、現況届の用紙は提出指定日の一か月前に社会保険庁より送付されます。

消防職員を募集

熊谷地区消防本部

◇試験の日時
三月四日(火)午前八時三十分

◇試験の場所
熊谷地区消防本部

◇募集職種
消防士 若干名

◇受験資格
ア 熊谷市、妻沼町、大里村、
江南村に居住する方
イ 昭和五十五年四月一日現在
で、年齢十八歳以上二十一歳
未満の男子
ウ 身長百六十センチメートル
以上身体強健で、消防活動に
耐えられる体力を有すること
(色盲、色弱者、裸目で○・
六以下の視力者、内臓疾患者、
聴力異常者等を除く)
エ 高等学校を卒業した方及び
卒業見込みの方又はこれと同
程度の学力を有する方
オ 次のいずれかに該当する方
は受験できません。
①日本国籍を有しない方
②禁治産者及び準禁治産者
③禁固以上の刑に処せられ、
その執行を終るまで又はその
執行を受けることがなくなる
までの方
④日本国憲法施行の日以後に
おいて、日本国憲法またはそ
の下に成立した政府を暴力で
破壊することを主張する政党
その他の団体を結成し、又は
これに加入した方

◇申込書受付

二月二十日から二月二十六日ま
で
午前九時～午後四時(土曜日は
正午まで)

◇詳細は

熊谷地区消防本部総務課
電話〇四八五(二四)六三八六



▶勢ぞろいした江南出張所職員

お子様の進学資金は 国の進学ローンで

国民金融公庫および
沖繩振興開発金融公庫
では、「国の進学ロー
ン」として、進学に必
要な資金の融資を行っ
ています。この制度の
主な内容は、次の通り
です。
▽利用できる方 高等
学校、高等専門学校、
短大、大学、大学院、
盲学校、聾学校、養護
学校の各高等部、専修
学校の高等課程(修業
年限が三年以上のもの)、農業者
大学校、水産大学校、海技大学校、
航空大学校、職業訓練大学校、職
業訓練短期大学校に進学される方
(勤労学生などに限られます)。
ただし、年収が五百万円(事業
所得者の方は三百五十五万円)以
内の方に限られます。
▽取扱期間 昭和五十五年一月四
日～四月三十日。
▽融資金額 一世帯あたり五十万円
以内
▽融資対象 入学金、授業料、施
設設備費などの学校納付金および
受験のための費用、教科書代、制
服制帽代、下宿の敷金など進学に
際し必要な資金としてお使いにな
れます。
▽融資期間 進学する学校の修業
年限以内。ただし最長四年以内(一
年以内の据え置きもできます)。
▽利率 国民金融公庫の基準金利
と同率(昭和五十四年十月現在、
年八・〇%)。
▽保証人 一名以上(国民金融公
庫所定の保証機関を利用される場
合は不要です)。
▽返済方法 毎月元利均等返済(ポ
ーナス月増額返済も併用できま
す)。
▽取り扱い・お申込み窓口
国民金融公庫、銀行、信用金庫、
労働金庫、農協など
▽お問い合わせ
国民金融公庫熊谷支店
電話 熊谷(2)一七三三番

省エネ住宅

断熱材融資の実施中
断熱材の施工など、住宅の
断熱構造化を促すため
住宅金融公庫では、断熱性に
ついて一定の基準を満たす新
築および増改築住宅に対し、
最高三十万円の割増融資を行
っています。
くわしいことは、住宅金融
公庫の支所・営業所か住宅金
融公庫の業務を取り扱う銀行
か信用金庫へお問い合わせく
ださい。

春先は

火災の多発期

春の全国火災予防運動
2月29日から3月13日

アツアツおじさん

冬冬部部

